

三原市大和人権文化センターだより

「みんなで考える人権講座」を開催します

日時：10月20日(火) 10時～11時

場所 大和人権文化センター 2階 集会室

演題 「多文化共生社会の実現にむけて」

講師 三原市人権推進課 人権啓発指導員
池田 彰夫 さん



定員 30名(入場無料・申込不要)

概要 わが国でも国際化が進み、外国人在住者が増えてきており、三原市も例外ではありません。しかしながら、お互いの理解不足から、残念ながら偏見や差別に繋がることもあります。日本人も、外国人も良き隣人として、それぞれの文化の違いを理解し、尊重し合って、共に同じ社会や地域で生きていくことが求められています。

【問い合わせ先】 大和人権文化センター TEL 0847-33-1308

「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう。 あなたの情報は大丈夫？

この制度は、三原市の戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。

(代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません)

登録受付窓口は、市民課及び大和支所、久井支所、本郷支所の各地域振興課です。

制度の詳細については、市役所市民課戸籍係(電話:0848-67-6175)へお問い合わせください。



市HP 二次元

大和地域センターくらしの相談開設

- にちじ 9月18日(金) 9:00～12:00
- ところ 大和人権文化センター 会議室
- 相談内容 くらしの相談・人権相談
- 相談員2名で対応します。
- 今回は、10月16日(金)の予定
- 電話による相談も受け付けています
- 大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。
相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。

- とき 10:00～16:00(土・日・祝日は除く)
- ところ 三原市大和人権文化センター

人権のひろば



「企業における人権(その6)」について紹介します。

【一般事業主行動計画の策定・届出】

一般事業主行動計画とは、会社が従業員の仕事と生活の調和を図り、誰もがより働きやすくするために、会社が個別に定める計画のことです。

計画では、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、仕事と子育ての両立支援や、女性の活躍推進支援など、会社の状況に応じた行動計画や、子育てをしていない従業員も含めた労働条件の整備などに取り組むために

(1)計画期間 (2)目標 (3)目標達成のための対策及びその実施期間
を定めるものです。

常時雇用する労働者が101名以上の企業には、計画の策定・届出、公表・周知が義務づけられます。公表はイメージアップにつながるほか、必要に応じて計画を修正することで、職場改善につながります！

※令和7(2025)年4月1日からは、育児休業等の取得状況や労働時間の状況把握、改善すべき事情の分析をすることが義務づけられています。

★きょうは何の日？ 9月 人権カレンダー

9月10日 世界自殺予防デー

2023年に、世界保健機関(WHO)と国際自殺予防学会(IASP)が共同で開催した、世界自殺防止会議の初日を世界自殺予防デーとして決意表明(宣言)された日です。

日本では、自殺対策基本法に基づき、毎年9月10日から16日を「自殺予防週間」、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定めて、国、地方公共団体、関係団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進しています。